

みやこ町小・中学校外国人英語指導助手派遣業務 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

みやこ町小・中学校外国人英語指導助手派遣業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、みやこ町における外国語（英語）教育と国際理解教育のさらなる充実を図るため、公募型プロポーザル方式により、高い専門的知識、豊富な業務実績等を有する優れた事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

（１）業務名

みやこ町小・中学校外国人英語指導助手派遣業務

（２）業務内容

別紙「みやこ町小・中学校外国人英語指導助手派遣業務 仕様書」のとおりとする。

（３）契約期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日（３か年）

（４）事業規模

本業務に係る上限額は、50,940,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、この金額は、本業務の規模を示すためのものであり、上記に示す上限額での契約を確約するものではない。

年度ごとの上限額は下記のとおりとする。

令和８年度 16,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和９年度 16,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和１０年度 16,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルの応募資格は、以下の要件を満たす者とする。なお、契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- （１）令和５年度以降、国又は地方公共団体から発注された小学校又は中学校に対する外国語指導助手派遣業務を受託した実績を有する者であること。
- （２）福岡県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （５）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- （６）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次に掲げる者が、その経

営に実質的に関与していないこと。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- （7）法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び町税等の税の滞納がないこと。
- （8）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

4 スケジュール

実 施 内 容	期 日
公募開始日	令和7年10月6日（月曜日）
質問書の受付期間	令和7年10月6日（月曜日） ～令和7年10月14日（火曜日）17時まで
質問書に対する回答日	令和7年10月17日（金曜日）17時まで
参加申込書等の受付期間	令和7年10月6日（月曜日） ～令和7年10月24日（金曜日）17時まで
参加審査結果通知	令和7年10月30日（木曜日） ※電子メールで通知
企画提案書等の受付期間	令和7年10月31日（金曜日） ～令和7年11月14日（金曜日）17時まで
事業者選考 （プロポーザル）	令和7年11月25日（※予定）
選考結果の通知及び公表	令和7年12月 1日（※予定）
契約締結	令和7年12月10日（※予定）

5 実施要項等の配布

実施要項等の配布は、令和7年10月6日（月曜日）にみやこ町公式ホームページで行う。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、みやこ町公式ホームページからダウンロード可能とする。

6 質問及び回答

（1）質問の受付

①受付期間

令和7年10月6日（月曜日）から10月14日（火曜日）17時まで

②提出方法

本プロポーザルに関する質問がある場合は、実施に関する事項に限ることとし、質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。電子メール以外での質問については、一切受け付けない。なお、質問書の提出後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

③提出先

みやこ町教育委員会 学校教育課

電子メールアドレス kyoumu@town.miyako.lg.jp

電話 0930-32-6005

（2）質問の内容

質問は本業務に係る条件や手続に限るものとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

（3）質問への回答

①回答日

令和7年10月17日（金曜日）

②回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、みやこ町公式ホームページに掲載する。なお、電話や口頭等による個別の回答は行わない。

7 参加申込書等の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書の関係書類を提出すること。なお、期限までに関係書類を提出しない者又は参加資格の要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

（1）提出書類

①参加申込書（様式2） 1部

②事業者概要調書（様式3） 1部

※会社要覧（パンフレット等会社概要が確認できるもの）がある場合は添付すること。

③業務実績調書（様式4） 1部

※令和5年度以降に国又は地方公共団体から発注された小学校又は中学校に対する同種の業務を受託した実績を記入すること。

※業務実績調書に記載した業務の契約については、契約書（鑑）の写しを添付すること。

④会社・法人の履歴事項全部証明書 1部

証明年月日が申込書提出日以前3か月以内のもの

⑤納税証明書（国税） 1部

⑥納税証明書（地方税） 1部

（2）提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時00分までの執務時間内）又は郵送（書留等の記録の残る方法とすること。）により提出すること（令和7年10月24日17時まで必着）。

※一式を「（1）提出書類」の順にまとめて、1部提出すること。

（3）提出先

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町教育委員会 学校教育課

※封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

（4）受付期間

令和7年10月6日（月曜日）から10月24日（金曜日）17時まで

（5）参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）をみやこ町教育委員会学校教育課へ提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

8 参加資格要件の審査

本要項に定める参加資格要件の審査を行い、令和7年10月30日（木曜日）までに参加資格審査結果をメールにて送付する。

9 企画提案書等の作成等

審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者は、次に定めるところにより企画提案に係る書類を提出するものとする。

（1）提出書類

①企画提案書（任意様式） 10部

サイズは、日本産業規格A4（A3の場合は折込み）とする。

②見積書（様式5） 1部

見積額は消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。

（2）企画提案書の内容、記入上の注意事項

①英語教育に関する企業理念

②本事業に関する社内組織（担当スタッフ数とその業務内容、教育委員会・学校との連絡等）

③ALTの採用・管理について（採用基準、研修、管理体制、労務・法務管理、危機管理体制、法令遵守等）

④その他

以上の項目を順に記入すること

（3）提出方法

持参（閉庁日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分までの執務時間内）又は郵送（書留等の記録の残る方法とすること。）により提出すること（令和 7 年 1 1 月 1 4 日 1 7 時まで必着）。

（4）提出先

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 9 6 0 番地

みやこ町教育委員会 学校教育課

※封筒に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

（5）受付期間

令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金曜日）から 1 1 月 1 4 日（金曜日）1 7 時まで

1 0 企画提案審査

（1）企画提案者の審査については、みやこ町小・中学校外国人英語指導助手派遣業務選定委員会（以下「選定委員会」）において審査し、優先交渉権及び次点者を特定する。なお、同点が 2 者以上になった場合は、参考見積書の金額が低い方を優先交渉権者として決定する。次点者についても同様とする。

（2）応募者が 4 者以上の場合は、事務局で別紙「評価基準」における「事業者概要」の点数による書類審査（1 次審査）を行い、2 次審査対象者（上位 3 者）を決定した上で、ヒアリングを含めた最終審査（2 次審査）を行うこととする。

（3）企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施選定委員会において、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。（日時等の詳細については別途通知する。）

①実施方法

みやこ町役場にてプレゼンテーション等行うことを原則とする。

②予 定 日

令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）

③所要時間

2 5 分程度（提案者からの説明：1 5 分、質疑応答：1 0 分）

※準備時間等は除くものとする。

④説 明

提出した企画提案書に沿って説明すること。

⑤説 明 者

出席者は企画提案者 1 業者につき 3 人以内とする。契約を履行する際に「総括責任者」となる者又は「担当者」となる者が必ず出席し、説明すること。

（4）本プロポーザルへの参加資格を認定された事業者が 1 者以上ある場合、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、1 者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

（5）結果の通知及び公表方法

受託候補者の特定及び結果の通知・公表については、選定委員における審査基準に基づいて行い、審査結果をみやこ町公式ホームページに掲載し、公表する。

1 1 契約

（1）契約交渉

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合は、本業務にかかる契約の準備をする。

なお、本業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本町と協議のうえ、その承認を得るものとする。

（２）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

（３）契約締結

①町は、契約の準備が整った者と、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。なお、契約書については、原則、みやこ町財務規則等の定めるところによる。

②本プロポーザルは、みやこ町令和８年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがってみやこ町議会において当初予算が否決された場合は、契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切保証しない。

（４）契約保証金

契約保証金は、契約金額の１０／１００以上とする。なお、みやこ町財務規則第１３９条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除することができる。

１２ 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- （１）参加申込書を提出した後、受付期間内に企画提案書等の提出がされない場合
- （２）提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- （３）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （４）他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- （５）優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- （６）契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

１３ 留意事項

- （１）提出された企画提案書等は返却しない。
- （２）提出以降における企画提案書等の追加、差し替え、及び再提出は認めない。
- （３）提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。
- （４）企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- （５）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提

案者が負うものとする。

- (6) 提出された書類はみやこ町情報公開条例、及びみやこ町個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書等の作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

みやこ町教育委員会 学校教育課

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

(Tel) 0930-32-6005

(e-mail) kyoumu@town.miyako.lg.jp